別記第２号様式（第２条関係）

別紙40

□一般販売業

□特定品目販売業

□農業用品目販売業

毒物劇物　　　　　　　　　　登録申請書

2021102改訂

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗の所在地及び名称 | 〒　　－　　 TEL:（　　）－　　－　　 FAX:（　　）－　　－　　 |
| 備考 | １．毒物又は劇物直接取り扱わない販売業の該当□該当　・　□非該当　２．特定品目販売業登録申請の場合、毒物及び劇物取締法施行規則附則第３項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業の該当□該当　・　□非該当　３．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可の取得状況□該当なし　・　□薬局開設　・　□店舗販売業　□卸売販売業　・　□その他（　　　　　　　　） |

　　　　　　　　　　　　　□ 一般販売業

上記により、毒物劇物の □ 農業用品目販売業 の登録を申請します。

　　　　　□ 特定品目販売業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　－　　　　℡　　　　－　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

　　熊本県知事　　　　　　　　　様

□構造設備の概要（平面図、周辺見取図）　□登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し（法人の場合）　□許可日指定願（必要時）　□許可期限変更願（必要時）□その他

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁区分 | 部長 | 文書分類 | 分類記号 | 006-003-002-001 | 主題名 | 申請の受付及び審査等に関する文書 | 保存期限 | ５年 |
| 本申請について、調査の結果基準に適合しているので登録票してよろしいか。　　起案　　　　年　　月　　日なお、ご決裁の上は、登録票を交付してよろしいか。 |
| 部 長（所 長） | 副部長（次 長） | 副部長（次 長） | 課 長 | 主 幹 | 起案者 | 課　　　員 | 公印承認 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 受付日付印 | 決裁日付印 | 発 送 済 印 | 【文書審査】別記第3号様式（規則第3条関係） |
|  |  |  |
| 毒物劇物営業者登録等システム受付番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

収入証紙貼付欄（15,000円分）

**【記入上の注意】**毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業登録申請書

１　太線枠以外に記入してください。

２　黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきりと記入してください。

３　店舗（事業場）の所在地を管轄する県保健所に１部提出して下さい。

　※店舗（事業場）の所在地が熊本市の場合は、熊本市保健所へご相談してください。

４　毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業への該当又は非該当について、□内に✔印を記入してください。

５　毒物劇物特定品目販売業の場合、附則第３項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う毒物劇物販売業への該当又は非該当について、□内に✔印を記入してください。

６　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可の取得状況について、□内に、✔印を記入してください。

※ 添付書類

　・店舗付近の見取図

　・店舗の平面図

※毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業の場合は不要

・申請者が法人の場合は定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書

その他

　登録を受けるためには、店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者（資格要件を満たす方）を設置することが必要です。登録申請に併せて、「毒物劇物取扱責任者設置届」を提出してください。

　※毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業の場合は省略が可能。